

2017年5月9日

内閣総理大臣	安倍晋三 殿
厚生労働大臣	塩崎恭久 殿
衆議院議長	大島理森 殿
参議院議長	伊達忠一 殿
総務大臣	高市早苗 殿

〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷 1-23-14
日本同盟基督教団「教会と国家」委員会
委員長 柴田智悦

靖国神社春季例大祭参拝等に対する抗議声明

私ども日本同盟基督教団「教会と国家」委員会は、2017年4月21日、安倍晋三首相、塩崎恭久厚生労働相、大島理森衆議院議長、伊達忠一参議院議長が靖国神社の春季例大祭に合わせて真榊を奉納し、高市早苗総務相および、超党派でつくる「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」の国会議員95人が靖国神社を参拝したことは、政教分離原則に違反し我々キリスト教徒の信仰の自由を侵害するものであると、以下の理由で強く抗議いたします。

1. 抗議の対象とする事実

2017年4月21日、安倍首相は靖国神社で始まった春季例大祭に合わせ、「内閣総理大臣 安倍晋三」名で真榊を奉納しました。また、塩崎恭久厚生労働相、大島理森衆議院議長、伊達忠一参議院議長も真榊を奉納し、高市早苗総務相、および「みんなで靖国神社を参拝する国会議員の会」のメンバー95人が靖国神社を参拝しました。高市総務相は、「国策に殉じられた方々のみ霊に尊崇の念を持って感謝の誠をささげた」、また「慰霊の在り方が外交問題であるべきではない」と発言しました。

2. 政教分離原則に違反すること

まず、「真榊」は神事における祭具としての供え物であり、国の機関である国務大臣や衆参両院議長が、一宗教法人である靖国神社に「真榊」を奉納することは、憲法20条3項の「宗教的活動」にあたり、また1項の特定の宗教団体が「国から特権を受け」ることになります。

次に、靖国神社はかつて国家総動員の戦争を支える精神的支柱として、国民を戦場へと動員する役割を担い、その結果、国内外の多くの尊い命が犠牲となりました。このような、日本が過去に犯した過ちを繰り返さぬよう、日本国憲法20条は、国が宗教行為をすることや、特定の宗教団体に特権を与えることを禁じた政教分離原則を定めています。しかしながら靖国神社は、過去の日本が犯した侵略戦争を「アジア解放の戦争」「自存自衛の正義の戦い」と美化し、国家のために亡くなった戦死者の「慰霊と顕彰」を、そのおもな目的としています。従って、閣僚や多くの国会議員による集団参拝は、しかも「慰霊」という宗教的行為を目的としているのであれば、これも「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」という憲法第20条3項の政教分離原則に明らかに違反しています。

3. 軍国主義復活の恐れがあること

2013年12月に特定秘密保護法が、2015年9月には安全保障関連法が、2016年5月にも盗聴法・刑事訴訟法改正が相次いで成立しています。そして、安全保障関連法に基づく「駆けつけ警護」と「宿営地の共同防衛」の任務を帯びた自衛隊が南スーダンPKO部隊に派兵されました。幸いにも私たちが恐れていたような「国策に殉じられた方々」も、日本の「国策によって殉じられた」他国の方々もありませんでしたが、これは国内だけに関わる問題ではなく、すでに外交問題なのです。さらに、かつて日本によって侵略されたアジア諸国との信頼回復の道を遠ざけ、国益を損なうことにもなりかねない事態です。

このような時代状況の中で、首相や閣僚らが靖国神社に真榊を奉納したり参拝したりしたことは、軍国主義の復活を彷彿とさせ、日本が過去に犯した侵略戦争に対する真摯な反省をないがしろにするばかりか、アジアの国々に対して脅威を抱かせることにもなるのです。

4. 思想、信条、信教の自由侵害の恐れがあること

私どもは、2017年4月3日付で「組織犯罪処罰法改正案の閣議決定に対する抗議声明」を出しましたが、その法案審議が進む中で、いよいよ内心の自由を侵す法案であることが明らかになってきました。この法案が、かつての治安維持法のように拡大解釈され、思想、言論、信仰を弾圧する法律となることを危惧しています。

そればかりか、今後も首相・閣僚による靖国神社への真榊奉納や参拝が既成事実化するならば、過去5回、国会に提出されいずれも審議未了廃案となった「靖国神社法案」が求めているように、靖国神社の国家護持化が進む事を危惧します。もし、憲法の規定する政教分離違反そのものである実質的な靖国神社国家護持がなされるならば、戦前戦中のように、神社参拝が国民に強要され、他宗教への弾圧が起こり、私たちの信仰の自由が侵されるであろうことは論を待ちません。

従って、国の機関である国務大臣らが、靖国神社に真榊を奉納したり参拝したりすることは、特定の宗教団体に国が再び特権を与えることであり、唯一の神である主イエス・キリストだけを礼拝すべきという私たちの教義に反する行為を強要し、私たちの信仰の自由を奪うことになるのです。

かつて、新バビロニア王国に滅ぼされ、バビロンに捕囚とされたユダヤ人たちに、バビロニア王が金の像への礼拝を強要しようとしたことがありました。その時、捕囚とされたユダヤ人のある者たちは「私たちはあなたの神々に仕えず、あなたが立てた金の像を拝むこともしません」と答え、命をかけて抵抗したのです（旧約聖書 ダニエル書 3:18）。現在でも、日の丸・君が代の強制に対し、このような思いで抵抗しているクリスチャンもおります。また、もしそうなれば私達も抵抗したいと決意しておりますが、まずはそのような時代を来させないことが先決だと思っております。

以上の理由から私たちは、主イエス・キリストを唯一の神と告白し、信仰の良心に基づいて平和を祈り求める者として、今回の首相・閣僚らによる靖国神社への真榊奉納と参拝に対し、強く抗議いたします。